

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 佐々木 茂光

1 日時

平成31年2月27日（水曜日）

午前10時0分開会、午後1時27分散会

（うち休憩 午後0時1分～午後1時1分）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

佐々木茂光委員長、阿部盛重副委員長、伊藤勢至委員、小野共委員、柳村岩見委員、
白澤勉委員、工藤勝博委員、五日市王委員、小野寺好委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

柳原担当書記、千葉担当書記、高井併任書記、久保田併任書記、高橋併任書記

6 説明のため出席した者

(1) 県土整備部

八重樫県土整備部長、中平技監兼河川港湾担当技監、遠藤道路都市担当技監、
小原副部長兼県土整備企画室長、嵯峨県土整備企画室企画課長、
佐々木県土整備企画室用地課長、佐々木県土整備企画室空港管理課長、
大久保建設技術振興課総括課長、沖野建設技術振興課技術企画指導課長、
田中道路建設課総括課長、白旗道路環境課総括課長、
柚技術参事兼河川課総括課長、
佐々木河川課河川開発課長、佐野砂防災害課総括課長、山田都市計画課総括課長、
小野寺都市計画課まちづくり課長、阿部下水環境課総括課長、
伊藤建築住宅課総括課長、小野寺建築住宅課住宅課長、野里建築住宅課営繕課長、
照井港湾課総括課長

(2) 企業局

藤澤企業局長、菊池次長兼経営総務室長、朝岡技師長、
菅原経営総務室経営企画課長、野崎業務課総括課長、村上業務課電気課長

7 一般傍聴者

1名

8 会議に付した事件

(1) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第80号 平成30年度岩手県一般会計補正予算 (第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第3項 農地費中 県土整備部関係

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第5項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

第6款 農林水産業費

第3項 農地費中 県土整備部関係

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第5項 土木施設災害復旧費

第3条第3表中

1 追加中 3～12

2 変更中 3～19

イ 議案第86号 平成30年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算 (第1号)

ウ 議案第90号 平成30年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

エ 議案第91号 平成30年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号)

オ 議案第97号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

カ 議案第98号 流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

キ 議案第101号 主要地方道大船渡広田陸前高田線船河原地区道路改良舗装(第2工区) 工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ク 議案第102号 小本川筋ほか岩泉地区河川激甚災害対策特別緊急(護岸工) 工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ケ 議案第103号 小本川筋門地区河川災害復旧助成(護岸工) 工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

コ 議案第104号 大船渡港跡浜地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

サ 議案第107号 鶉住居川筋鶉住居地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

シ 議案第108号 大槌川筋大槌地区ほか水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ス 議案第109号 大船渡港茶屋前地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

セ 議案第114号 一般国道342号白崖地区道路改良（第1工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) 企業局関係審査

(議案)

ア 議案第93号 平成30年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）

イ 議案第94号 平成30年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

9 議事の内容

○佐々木茂光委員長 それでは、ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

この際、県土整備部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○八重樫県土整備部長 委員会の冒頭にお許しをいただき、胆沢川沿いのメガソーラー事業の協議に係る河川区域の誤認について、御報告とおわびを申し上げます。

このたび奥州市水沢桜川地区の胆沢川の河川区域について、県が誤認し、本来河川区域である区域について、河川区域ではないとしてメガソーラー事業者等に誤った情報を提供していたことが判明しました。事業者から照会のあった事業区域の一部区域について、県において十分に確認しないまま事業者に誤った情報を提供していたものであり、河川行政への信頼を損なう事案が発生したことはまことに遺憾であり、この場をおかりして県民の皆様と県議会に深くおわびを申し上げる次第でございます。

事業者に対しては、工作物の設置等について、河川法に基づく協議等を行う必要がある旨について説明し、適切に誠意を持って対応いたします。当部といたしましては、今後一層県民の皆様の信頼回復に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。このたびはまことに申しわけありませんでした。

○佐々木茂光委員長 ただいまの報告に対し、質問、意見等がある場合は、この際で御発言をいただきたいと思えます。

それでは、以上をもって県土整備部長からの報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により、会議を行います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第80号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第6号）歳出第6款農林水産業費のうち県土整備部関係、第8款土木費、第11款災害復旧費、第5項土木施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第6款農林水産業費のうち県土整備部関係、第8款土木費、第11款災害復旧費、第5項土木施設災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中3から12まで及び2変更中3から19まで、議案第86号平成30年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）、議案第90号平成30年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第91号平成30年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）、議案第97号土木関係の建設事業に要

する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて並びに議案第98号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上6件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原副部長兼県土整備企画室長 初めに、議案第80号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第6号）中、県土整備部関係の予算について御説明を申し上げます。

議案（その3）の7ページをお開き願います。当部関係の補正予算は、事業費の確定に伴う所要の整理や国の補正予算への対応に伴うものであり、まず第6款農林水産業費、第3項農地費のうち460万5,000円の増額、8ページに参りまして第8款土木費は40億9,375万9,000円の増額、9ページ、第11款災害復旧費、第5款土木施設災害復旧費は22億5,215万9,000円の減額、合わせて18億4,620万2,000円を増額しようとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、説明欄の主な内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

予算に関する説明書の144ページをお開き願います。第6款農林水産業費、第3項農地費、第2目土地改良費のうち当部関係は、次のページの145ページをごらんいただきまして、説明欄中、中ほどでございまして、県土整備部と記載している箇所にある農業集落排水事業費補助は、国の補正予算等に対応し増額しようとするものでございます。

165ページをお開き願います。第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費は、港湾整備事業特別会計繰出金が減額になるものです。

168ページ、第2項道路橋梁費、第2目道路橋梁維持費のうち道路環境改善事業費は、国の補正予算等に対応し、のり面対策や道路施設の経年対策などに要する経費を、また除雪費は年度の降雪量を踏まえ、不足が見込まれる経費をそれぞれ増額しようとするものでございます。

169ページ、第3目道路橋梁新設改良費のうち地域連携道路整備事業費は、国の補正予算等に対応し、緊急輸送道路等の改築などに要する経費について増額しようとするものでございます。

171ページ、第3項河川海岸費、第2目河川改良費のうち、基幹河川改修事業費と、172ページに参りまして、総合流域防災事業費は、国の補正予算等に対応し、河川改修や河道掘削、立木伐採、河川監視カメラの設置などに要する経費について増額しようとするものです。

第3目砂防費のうち砂防事業費、急傾斜地崩壊対策事業費、総合流域防災事業費は、国の補正予算等に対応し、砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設の整備、土砂災害警戒区域等の指定のための調査などに要する経費について増額しようとするものです。

第4目海岸保全費のうち津波危機管理対策緊急事業費は、水門の遠隔化などに要する経

費について、年度の執行見通しを踏まえ減額しようとするものです。

176ページ、第5項都市計画費、第2目街路事業費のうち公立公園整備事業費は、高田松原津波復興祈念公園の整備などに要する経費について、年度の執行見通しを踏まえ減額しようとするものです。

178ページ、第6項住宅費、第1目住宅管理費のうち、被災者の住宅再建を支援する市町村への補助である生活再建住宅支援事業費、第2目住宅建設費のうち災害公営住宅整備事業費は、年度の執行見通しを踏まえ減額しようとするものでございます。

少し飛びまして、210ページをお開き願います。第11款災害復旧費、第5項土木施設災害復旧費、第1目河川等災害復旧費は、河川、道路等の災害復旧に要する経費について、今年度の執行見込みを踏まえ減額しようとするものです。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その3）にお戻りいただきまして14ページをお開き願います。第6款農林水産業費、第3項農地費のうち、11行目、農業集落排水事業費補助から13行目、土地改良管理（県土整備部）の合計の2,703万7,000円、16ページに参りまして、ちょうどページの境目でございますが、第8款土木費の601億2,866万円、22ページ、第11款の災害復旧費ですけれども、第5項土木施設災害復旧費の193億6,251万9,000円でありまして、合わせて795億1,821万6,000円となるものでございます。これは東日本大震災津波に係る復旧復興事業や、平成28年台風第10号災害に係る復旧及び河川改修事業などが主な内容であり、翌年度に繰り越して使用するため繰越明許費を追加しようとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。24ページをお開きください。第3表債務負担行為補正のうち当部関係の内容は、1追加中3駐車場管理から12クルーズ船寄港拡大推進まで10事業、25ページに参りまして、2変更中3の道路環境改善事業から、26ページ、19港湾災害復旧事業までの17事業について、それぞれ工期が翌年度以降にわたるものについて期間及び限度額を設定または変更しようとするものでございます。

なお、変更のうち、26ページの17の災害公営住宅整備事業についてですが、補正前、期間、平成30年度から平成31年度まで、限度額24億9,000万円としているものを、補正後、期間、平成30年度から平成32年度まで、限度額52億7,700万円と変更するものでございます。これは、内陸に建設する災害公営住宅、盛岡市南青山地区の住宅につきまして、これまで整備計画の精査を行ってまいりましたが、事業スケジュールや事業費の増減額がおおむね固まったことから、今回補正を行うものでございます。

補正予算案を御承認いただければ、建設を要請している独立行政法人都市再生機構——UR都市機構と譲渡契約の仮契約を速やかに締結いたしまして、今定例会中、最終日を想定しておりますが、財産取得に係る議案を追加して提出したいと考えているものでございます。後ほど事業の内容等については補足して説明させます。

次に、当部所管の特別会計3件について御説明申し上げます。46ページをお開き願います。議案第86号平成30年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について

御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24万2,000円としようとするものです。

47ページ、歳入中第1款財産収入、第1項財産運用収入は、土地開発基金の利子の確定に伴う減額です。

48ページ、歳出中第1款管理事務費、第1項管理事務費は、土地開発基金に係る管理事務費の確定に伴う減額です。

59ページをお開き願います。議案第90号平成30年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ217万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億6,331万7,000円としようとするものです。

60ページ、歳入中1款分担金及び負担金、1項負担金は、流域下水道事業に係る受益市町からの負担金の確定に伴う減額、第7款諸収入第1項雑収入は、確定申告による消費税還付金の確定などに伴う増額です。

62ページ、歳出中第1款流域下水道事業費、第2項流域下水道事業建設費は、事業費の確定に伴う減額です。

63ページ、第2表繰越明許費は、予算を翌年度に繰り越して使用しようとするため繰越明許費を設定しようとするものです。

64ページをお開き願います。議案第91号平成30年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,584万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,298万5,000円としようとするものです。

65ページ、歳入中第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、歳出事業の確定等に伴う一般会計からの繰入金の減額です。

66ページ、歳出中第1款事業費、第1項港湾施設整備費は、事業費の確定に伴う減額です。

67ページに参りまして、第2表繰越明許費は、予算を翌年度に繰り越して使用しようとするため繰越明許費を設定しようとするものです。

68ページに参りまして、第3表債務負担行為補正は、港湾管理について、釜石港のガントリークレーンの保守点検等の委託について負担及び限度額を設定しようとするものです。

次に、負担議案2件について御説明申し上げます。86ページをお開き願います。議案第97号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてですが、これは平成30年3月20日及び平成30年10月1日に議会の議決をいただきました土木関係の建設事業に要する経費の額の確定に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものです。

88ページ、議案第98号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてですが、これは平成30年3月20日に議会の議決

をいただきました流域下水道事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものです。

以上で議案6件についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○伊藤建築住宅課総括課長 お手元に配付しております資料により災害公営住宅盛岡市南青山地区に係る補正予算について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元に配付しております資料をごらん願います。初めに、1、趣旨についてですが、東日本大震災津波の被災者に恒久的な住宅として供給する災害公営住宅のうち、買取型災害公営住宅整備事業（盛岡市南青山地区）により整備される住宅の取得に関し整備計画の精査を行ってきたところですが、今般、事業スケジュールや事業費の上限額がおおむね固まったことから、補正予算案に債務負担行為の変更等を計上し、議会の議決を求めようとするものでございます。

次の点線枠組みの中には、今回の盛岡市南青山地区の事業手法であります独立行政法人都市再生機構法に基づき、UR都市機構が事業要請を受けて事業を行う場合の手順を示しております。現在おおむね基本設計が終了し、2月補正予算案の提出、その後の財産取得議案の提出に向けた手続を進めているところでございます。

次に、2、取得する財産の概要についてでございます。所在地、種別、数量等は記載のとおりでございます。表右側に事業者、契約の相手方を記載しておりますが、事業者は県が事業を要請しました独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部でございます。その下に取得予定価格がございますけれども、41億8,000万円以内を予定しているところでございます。

次に、3、補正予算案の概要についてでございます。補正前の当初予算では、南青山地区については平成31年度に13億9,300万円を設定していましたが、新たに平成31年度から平成32年度を期間として41億8,000万円を設定するものでございます。補正後の災害公営住宅整備事業に係る全体設定額は24億9,000万円から52億7,700万円となるものでございます。なお、南青山地区の事業に係る支出につきましては、債務最終年度の平成32年度となるものでございます。

次に、4、スケジュールについてですが、補正予算案の御承認をいただければ、その後、3月中旬にはUR都市機構との譲渡仮契約を締結しまして、今定例会中に財産取得に係る議案の提出、4月以降、UR都市機構が工事入札公告を行い、工事を経て平成32年度に財産の取得を予定しているところでございます。

最後に下の図面ですが、位置図及び配置図でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野共委員 2点お伺いしたいと思います。

先ほど説明のありました港湾整備事業特別会計の債務負担行為の補正についてです。釜

石港の港湾管理についての説明の中で、指定管理費用の補正額4,800万円という説明があったと思います。これについてももう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○**照井港湾課総括課長** 指定管理料ではなくて、年間の維持管理を業者に委託しているのですが、それについてあらかじめ3月に契約をしておいて、4月1日からすぐ対応できるように、その準備をするために債務負担行為を計上することとしております。指定管理とは関係ないものです。

○**小野共委員** そうでしたか。そうすると、年間4,800万円というのは平成30年度と平成31年度の支出ということですか。

○**照井港湾課総括課長** 代表的な事例として副部長からガントリークレーンと御説明しましたが、ほかの港湾についても同じように特別会計で維持管理しているものがありまして、そういうもの全ての金額です。金額としては全て平成31年度の支出になります。

○**小野共委員** 了解しました。

あともう一点、住宅建設費の話がありましたが、関連して、県内の災害公営住宅について、県営、市町村営を含め、まだ整備が終わっていない市町村名とその戸数について、わかっていたら教えていただきたいのですが。通告していないですけれども、わかりますか。

○**小野寺住宅課長** 災害公営住宅の整備状況についてです。昨年、平成30年12月31日付の数字になりますが、沿岸部につきましては、まだ終わっていないところは、県が大槌町で整備しております上町の住宅と、大槌町で整備しております赤浜住宅になります。県の上町の住宅については今年度で完成いたしますので、大槌町の赤浜地区のみ来年度の完成となります。沿岸部につきましては、大槌町だけが残る形です。

○**小野共委員** 何戸ですか。

○**小野寺住宅課長** 大槌町分12戸が来年度完成となります。

続きまして、内陸災害公営住宅につきましては、先ほど御説明いたしました盛岡市南青山地区以外は全て工事中となっております、完成が盛岡市南青山地区を除いて来年度、全て完成する形です。

○**小野共委員** 平成31年度になりますか。

○**小野寺住宅課長** 2019年度の完成で、盛岡市南青山地区のみ2020年度に完成する形になっております。

○**小野共委員** では、災害公営住宅は、内陸災害公営住宅を含めると平成32年度には全部終わるといことなのですね。

確認ですが、全整備戸数は幾らになりますか。災害公営住宅全部の戸数です。

○**小野寺住宅課長** 災害公営住宅の整備戸数につきましてはですが、沿岸部が5,552戸、内陸部が302戸、合わせまして5,854戸が平成30年9月時点の社会資本の復旧・復興ロードマップの数字になります。

○**阿部盛重委員** 盛岡市南青山地区の災害公営住宅の件について確認したいのですが、南青山アパートはもともと118戸の入居予定でしたが、整備戸数はそれを下回る状況です。備

後アパートにあきがあって、南青山アパートに入居する予定者が10世帯ほど備後アパートに入るとい状況になっているのですが、それは周りの渋滞緩和の整備等もあって1年先になるという状況から生まれたと思うのです。今後また南青山アパートのあきがふえる可能性があるのではないかと思います、そのあたりの対応策はどのようになっているか、お聞きします。

○**小野寺住宅課長** 南青山アパートにつきましては、先ほど委員からも説明がございましたが、入居される方の利便性向上ということで、これまで設計の見直しを進めてまいりました。また、あわせまして整備スケジュールが1年延伸で、2020年度、平成32年度までかかるという見直しを行いました。見直しにつきましては、昨年、平成30年10月27日に入居予定者の方々に対して説明会を開催し説明いたしました。

完成の延伸にあわせまして、入居を予定される方の生活再建のスケジュールをお伺いしながら、備後アパートへの入居案内と、南青山アパートの入居キャンセルの希望をあわせて確認させていただいたところ、現在お住まいのみなし仮設住宅にそのままお住まいになるとか、御親族の方と同居するとかの理由でキャンセルが発生しまして、19世帯の方が南青山アパートに入居しないとのことで、ただいま南青山アパート99戸で設計を見直しておるところでございます。

委員御指摘のとおり、入居予定者の再建方法の変化によりまして、今後も空き住戸が発生する可能性もあります。沿岸部がメインなのですが、災害公営住宅の空き住戸につきましては、被災された方を対象といたしまして追加募集を行っておりまして、これは今後も継続して追加募集をしてみたいと考えております。

また、一般の方、被災された方以外の入居につきましては、まだ、現在応急仮設住宅等にお住まいの方がいらっしゃって、自力再建を目指していたがやはり災害公営住宅に入りたいと、その方の意向が変化した場合のことも考えまして、その辺の応急仮設住宅の入居者の状況を見きわめながら進めてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、被災された方の意向に対応できると判断された時点で、一般の方の入居の募集を進めてまいりたいと考えておるところです。

○**阿部盛重委員** 完成が延期になるということは、生活状況が変わってくるという予測もされると思うのですが、南青山アパートの99戸という計画も、入居者がまた下回る可能性も十分考えられるのではないかと思います。そのあたりの入居希望者との密の連絡関係はどのようになっているのか教えてください。

○**小野寺住宅課長** 入居予定者の方との連絡体制についてですが、昨年の平成30年12月27日に入居予定者の方と意見交換会を1度開催させていただいて、スケジュールを延伸するという説明をさせていただきました。その際に、今後も引き続き連絡をとり合いながら進めていくことを申し上げております。この4月に1度、内陸避難者の方を支援している団体を通じまして意見交換会を再度開催し、この整備状況を説明し、意向確認といいますが、いろんな意見交換をしながら進めてまいりたいと考えております。

○阿部盛重委員 いずれ逐次、密な連絡が必要になってくると思いますので、フォロー環境についてよろしくをお願いします。

○佐々木茂光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第101号主要地方道大船渡広田陸前高田線船河原地区道路改良舗装(第2工区)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田中道路建設課総括課長 議案(その4)の3ページをお開き願います。議案第101号主要地方道大船渡広田陸前高田線船河原地区道路改良舗装(第2工区)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の1ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。請負金額は13億6,080万円で、請負率は92.02%。請負者は株式会社中澤組であります。工事概要ですが、復興関連道路に位置づけ整備を進めている主要地方道大船渡広田陸前高田線船河原地区において、津波災害時に浸水しない道路を新設する工事を行うものでございます。工期は647日間で、平成30年度から平成32年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、2ページに入札結果説明書、3ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第102号小本川筋ほか岩泉地区河川激甚災害対策特別緊急（護岸工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第103号小本川筋門地区河川災害復旧助成（護岸工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○杣技術参事兼河川課総括課長 最初に、議案（その4）の4ページをお開き願います。議案第102号小本川筋ほか岩泉地区河川激甚災害対策特別緊急（護岸工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の4ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりでございます。請負金額は23億7,956万4,000円で、請負率は89.66%。請負者は、株式会社ピーエス三菱でございます。工事概要ですが、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町岩泉地内において河川改修工事を行うものでございます。工期は平成33年3月15日まで、平成30年度から平成32年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、6ページに入札結果説明書、7ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、議案（その4）の5ページをお開き願います。議案第103号小本川筋門地区河川災害復旧助成（護岸工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の8ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりでございます。請負金額は7億437万6,000円で、請負率は91.75%。請負者は、株式会社中村建設でございます。工事概要ですが、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町門地内において河川改修工事を行うものでございます。工期は平成32年3月15日まで、平成30年度から平成31年度までの2年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、9ページに入札結果説明書、10ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○伊藤勢至委員 確認ですが、昨年の暮れにたしか小本川の工事に係る入札が5件あったと思いますが、それに続く今回の2件で、平成28年台風第10号の小本川に係る災害復旧工事の県の持ち分として、発注は最後になるのでしょうか。

○杣技術参事兼河川課総括課長 昨年、平成30年12月の定例会でも御提案し契約させていただきました。今回の2件の工事を発注することで、小本川に係る激特事業の部分、助成事業の部分について、全工区、全区間で発注、着手したということでございます。一方、

まだ橋梁の上部工とか残っている工事もございますので、それらについても順次発注してまいりたいと考えております。

○佐々木茂光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認め、よって各案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第104号大船渡港跡浜地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○杣技術参事兼河川課総括課長 議案（その4）の6ページをお開き願います。議案第104号大船渡港跡浜地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の11ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりでございます。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した跡浜地区海岸において、津波対策のため防潮堤及び水門を新設する工事でございます。

設計変更の理由及びその内容は、当初議決後の主な設計変更である第2回変更、第3回変更、第4回変更の内容について、12ページ以降の資料により説明させていただきます。12ページをお開き願います。中段の②の図をごらん願います。第2回変更においては、詳細な地質調査の結果、支持層が深い位置にあることが判明しましたことから、防潮堤基礎ぐいのくい長を変更したものでございます。

また、下段の③の図をごらん願います。詳細設計における架設計画の検討の結果、水門遮水矢板の矢板長を変更したものでございます。

次に、13ページをお開き願います。第3回変更において4工区、5工区、6工区における詳細な地質調査の結果、支持層が岩盤であることが判明したため、防潮堤基礎ぐいの打設工法を変更したものでございます。

次に、14ページをお開き願います。第4回変更においては、3工区における詳細な地質調査の結果、支持層が岩盤であることが判明したため、防潮堤基礎杭の打設工法を変更するものでございます。

次に、15ページをお開き願います。これも詳細設計の結果、避難階段を鉄筋コンクリー

ト構造から鋼製構造に変更するものでございます。

以上の理由により、変更契約金額が増額となるものでございます。

恐れ入りますが、11ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成27年12月11日に議決をいただきました当初契約金額33億5,005万2,000円に対し、今回の変更により15億1,808万7,960円、45.3%の増額となり、変更後の契約金額は48億6,813万9,960円となるものでございます。請負者は、株式会社竹中土木。工期は、現在の平成32年3月15日から平成33年3月15日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第107号鶴住居川筋鶴住居地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐野砂防災課総括課長 議案（その4）の9ページをお開きください。議案第107号鶴住居川筋鶴住居地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の16ページをお開きください。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した鶴住居川河口部に水門及び防潮堤を復旧する工事を行うものでございます。

変更設計の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更であり、第8回変更、第9回変更及び第10回変更の内容を18ページ以降の資料により御説明させていただきます。18ページをお開きください。第8回変更について、中段の正面図をごらんください。⑫、追加地質調査により支持層の不陸が確認されたことから、くい長について変更しております。

また、⑬、土どめ工施工時に途中からコンクリート殻が確認されたため、支障物撤去工を追加しております。

19ページをお開きください。第9回変更について、上段⑭の図をごらんください。詳細設計により防潮堤の盛り土形状が確定したことから、購入土による盛り土工を追加してお

ります。

次に、下段⑮の図をごらんください。今回の第10回変更について、生コンクリートの供給不足により、被覆工を二次製品に変更するものでございます。

20ページをお開きください。上段⑯の図をごらんください。詳細設計により、水門板側の乗り越し道路の構造が確定し、関係機関との調整が調ったため附帯道路を追加するものです。

次に、下段⑰図をごらんください。排水系統における詳細設計の結果、排水機能確保のため河川樋門工を追加するものです。

お手数ですが、16ページにお戻りください。契約金額ですが、平成29年3月3日に議決いただいた前回議決変更契約の金額127億5,781万3,200円に対し、今回の変更により26億2,353万6,000円、20.6%の増額となり、変更後の契約金額は153億8,134万9,200円となるものでございます。請負者は、前田建設株式会社・あおみ建設株式会社・株式会社小田島組特定共同企業体。工期は、現在の平成32年3月13日から平成33年3月12日へ変更となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤勝博委員 第10回変更の中で、その理由が生コンクリートの供給不足とありますが、事業が大分進んでいてもまだそういう状況なのでしょうか。その辺を確認したいと思えます。

○佐野砂防災害課総括課長 工藤委員の御指摘のとおり、震災復興工事件数はだんだんピーク時から落ちてきている、全体的にはそうでございますが、釜石管内におきましては水門工事がまだピークの段階で、そのときに供給量がほぼいっぱい状況でございます。そうなりますと、当然水門に関しましては本体をコンクリートで施工しなければならないので、被覆工については二次製品にして、そのコンクリート供給をどうにか賄っているという、まだそういう状況でございます。

○工藤勝博委員 その状況は確認できたわけですが、二次製品の場合は、別なところでつくって現場に持ってくるというスタイルになる。経費的にはそっちがかかるのだと思えますけれども、それで変更をしなければならないという状況でしょうか。

○佐野砂防災害課総括課長 工藤委員の御指摘のとおり、生コンクリートよりブロックが高いです。ここではブロック面積がおよそ1万1,000平米ございまして、今回二次製品にかえたことによって、およそ2億5,000万円増額となっておりますが、もしここを生コンで無理やりしますと、ほかの水門関係がおくれることとなります。そうなりますとかえって、今町なかとか、東日本大震災津波から復旧を進めている町の建設費がまた増すこととなりますので、経費はかかりますが、早期復旧の観点から二次製品に今回かえたものでございます。

○小野共委員 1点確認なのですが、附帯道路の話がありましたが、釜石鵜住居復興スタ

ジウムから釜石市根浜に抜ける道路をつくるということですか。

○佐野砂防災課総括課長 この辺の地域の道路は釜石市根浜に抜ける市道で、釜石市といろいろ協議し、堤防を乗り越した形で最後に道路をつけかえようとのことで、今回計画したものでございます。

○小野共委員 そうすると、釜石市根浜に抜けられるのですよね。私も最近行っていないからわからないのですけれども、現在は通れなかったのでしょうか。今どうなっていましたでしょうか。

○佐野砂防災課総括課長 今時点は通行どめで通れません。つけかえ道路がついて、堤防から行くことになります。

○小野共委員 通れるようになるということですね。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第108号大槌川筋大槌地区ほか水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐野砂防災課総括課長 議案（その4）の10ページをお開き願います。議案第108号大槌川筋大槌地区ほか水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の21ページをお開きください。工事名、工事場所は記載のとおりです。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した大槌川及び小槌川河口部に水門及び防潮堤を復旧する工事を行うものでございます。

変更設計の理由及びその内容についてであります。前回議決後の主な設計変更である第11回変更及び第12回変更の内容を23ページ以降の資料により説明させていただきます。23ページをお開きください。第11回変更について、⑱の図をごらんください。施工計画の変更に伴い、水かえポンプの台数を変更したものでございます。

次に、24ページ、⑳の図をごらんください。周辺湧水の影響により旧防潮堤に必要な仮締切工の範囲を変更したものでございます。

25ページをごらんください。今回の第12回変更について、上段㊸の図をごらんください。周辺湧水の影響により、軟弱地盤対策工をサンドコンパクション工法からセメント混合による処理工法に変更するものでございます。

次に、下段㊹の図をごらんください。施工計画の変更に伴い、仮締切工を変更するものでございます。

お手数ですが、21ページにお戻りください。契約金額ですが、平成29年10月10日に変更議決いただいた第9回変更の金額237億4,341万2,280円に対し、今回の変更により78億3,340万4,160円、33%の増額となり、変更後の契約金額は315億7,681万6,440円となるものでございます。請負者は、株式会社安藤ハザマ・株式会社植木組・伊藤組土建株式会社・南建設株式会社特定共同企業体。工期は、現在の平成32年3月13日から平成33年3月12日に変更となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○白澤勉委員 今回の変更の大きなところでは、湧き水の対策かと思うのですが、要は今回の工法によって影響を受けずに地盤改良が図れるとのことですが、水を押さえ込む感じと理解すればいいのでしょうか。もう一度説明をお願いします。

○佐野砂防災害課総括課長 今回は湧水で一番効果的な軟弱地盤対策工法でございます。湧水があるところはサンドコンパクション工法が一番効果的なのですが、ここにつきましては毎分20リットルから40リットルの水がいつも出ている状況でございます。今回のセメント処理工法については、水を押さえ込むというか、セメント改良体を打って安定した地盤をつくり、そこに水が行かない形、影響を受けない形で水門土木工事が施工できる工法に変更したものでございます。

○白澤勉委員 大槌町は、今回の防潮堤とか水門復旧工事にかかわらず、区画整理の区域でも湧き水対策に非常に苦慮している地域であると認識しております。今回の施工によって、水の影響を将来的に受けなくするための工法変更ということですのでよろしいですね。それから、水が出てくるときに、対策を行うと必ずどこかにその水が行くわけですから、それがほかへの影響とか、そういうことは想定がないと理解すればよろしいのでしょうか。改めてお聞きします。

○佐野砂防災害課総括課長 今回変更した形態で湧水の影響を受けるのかどうかにつきましては、下に安定した地盤をつくりますので、影響は受けないと考えております。

また、私どもで水脈を変えたことによって、ほかの地域やここ以外の水脈への影響でございますが、防潮堤に関しては線で押さえることになりまして、大槌町として考えた場合は面で捉えることになりまして、この観点からいきますとその影響は少ないと考えております。

○白澤勉委員 影響が少ないというのと影響はないというのでは、ちょっと違うのではないかと思います。ほかのかさ上げ地も含めて、復興事業全体への影響についてもなしでよ

ろしいのですよね。

○佐野砂防災課総括課長 あくまでこれは構造体のところの地盤ですから、今いろんな関連した工事を行っていますが、ほかの地域につきましては影響がないと考えております。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第109号大船渡港茶屋前地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○照井港湾課総括課長 議案（その4）の11ページをお開き願います。議案第109号大船渡港茶屋前地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の26ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりでございます。請負金額は6億4,692万円で、請負率は99.49%でございます。請負者は、東洋建設株式会社でございます。工事概要でございますが、本工事は、東日本大震災津波により被災した大船渡港茶屋前地区において、水門等を復旧する工事を行うものでございます。工期は620日間で、平成30年度から平成32年度までの3カ年の債務負担行為で行うものでございます。

なお、27ページに見積調書を添付しておりますが、これは条件付き一般競争入札で入札公告をしたところ、入札参加申請受け付け期限までに参加申請がなかったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行したことによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第114号一般国道342号白崖地区道路改良（第1工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田中道路建設課総括課長 議案（その5）の1ページをお開き願います。議案第114号一般国道342号白崖地区道路改良（第1工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の28ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、復興支援道路に位置づけ整備を進めている一般国道342号白崖地区において、急カーブや幅員狭小等の隘路の解消を図ることを目的として、道路の新設を行う工事でございます。

変更契約の理由及びその内容は、まず今回の変更によりまして請負契約額が5億円以上となることから、今回提案するものでございます。当初においては予定価格が5億円未満であったことから、県南広域振興局の発注としております。

変更内容につきましては、29ページの資料により説明させていただきます。上段の図をごらんください。②の第2回変更では、切り土した土砂が盛り土材として強度が不足していたことから、土質改良工を増工したものでございます。

また、④の第4回変更において、切り土で発生した土砂の土質の変化に応じ、土質改良材の添加量を増量するものでございます。

次に、中段⑤をごらんください。のり面が侵食されやすい土質であったことから、施工時点より保護効果が期待できる植生マット工に変更するものでございます。

下段⑥の図をごらんください。函渠工を施工するに当たって市道の交通確保が必要となったことから、仮設道路工を増工するものです。

恐れ入りますが、28ページにお戻りください。契約金額ですが、平成29年10月6日の当初契約の金額3億3,933万6,000円に対し、今回の変更により1億8,312万5,880円の増額となり、変更後の契約金額は5億2,246万1,880円となるものでございます。請負者は、株式会社舞石組であります。工期は、現在の平成31年3月15日から平成31年3月31日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 国道340号押角トンネルの前後の宮古市側4キロメートルと岩泉町側9キロメートルはまだ工区にも入っておりませんので、去る平成31年2月21日の2月定例会の一般質問で私は、それをぜひ工区に入れて進めていただきたいという質問をいたしましたところ、千葉茂樹副知事から大変力強い御答弁を頂戴いたしまして感激をしておりますし、お礼を申し上げたいと思います。

実は、この国道340号は、ただ単に宮古市と岩泉町をつなぐだけのものではないと思っております。花巻空港を岩手県の中央に据えてみた場合に、この道路が完成をし、かつて独立行政法人緑資源機構が整備していたグリーンロードとつながることによって、田野畑村や普代村まで花巻空港の恩恵が行き渡る。つまり花巻空港から見まして東西南北33市町村が、これで最低限として一緒になるわけでありまして、非常に意義深いものだと思っております。

したがって、千里の道も一歩からという言葉がありますが、今回は宮古市側2キロメートルの調査とのことですが、ぜひ大きな意味で捉えた中で、手をつけたものとまとめることのないように進捗を図っていただきたいと思うわけですが、部長の所感があつたらお伺いいたします。

○八重樫県土整備部長 国道340号押角峠工区については今、トンネル整備を鋭意進めております。こちらが平成32年度に完成した後には、この前後の未改良区間についても整備が必要だと考えております。本会議で答弁したとおり、トンネルですとか、橋梁ですとか、あるいは切り土、盛り土といった、計画上いろいろな工法が採用されるわけですが、比較的検討が進む方向性があるのが南側ということで、まずこちらを優先してやらせていただきますが、岩泉町側も当然未改良区間がございますし、もともとはJR岩泉線であり通勤通学路線の代替ルートでありますので、一連の路線として早急に機能が確保できるように、事業がとまらないように調査等を進めてまいりたいと考えております。ぜひとも進めていきたいと思っております。

○伊藤勢至委員 2月定例会、一般質問の当日は、この沿線の市町村議会の議員方も傍聴

に来ておられまして、大変喜んで、ありがたかったと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう一つ、昨年12月にもお伺いをしましたが、国道106号の宮古盛岡横断道路は逐次進行してきているわけで、これが全通となった場合の既存道路の維持管理の問題についてですが、このルートは3分の2は宮古市に入ると思ひます。特に気にして心配しておりますのが、冬期間の除雪の問題であります。沿線の住民も随分高齢化しておりますが、除雪車が通った後にすぐ除雪しないと、雪が固まって凍ってしまったら、つるはしでやろうが無理なので、除雪車が通った後には老体にむち打って、玄関まで軽トラックの出入りができるように除雪をやっておかないと、生活にかかわる、命にかかわるという点があるわけですね。ですので、既存道路の3分の2を占める宮古市にできるだけ早くそういった情報を流していただいて、対応を考えておかなければならないと思ひ、懸念をいたしております。いろいろ打ち合わせはしていただいているのだと思ひますけれども、情報は早いにこしたことはないと思ひまして、改めてお伺いをしたいと思ひます。

○**白旗道路環境課総括課長** 宮古盛岡横断道路完成後の現道国道106号の管理についてでございますけれども、まず一般的な話をさせていただきますと、新しくバイパスとかそういったものができた場合には、現道につきましては関係する市町村と十分に協議して、その管理者を決めているところでございます。同様に国道106号の現道においても、地元市の意見を聞きながら丁寧に対応していきたいと考えております。

○**伊藤勢至委員** 十分に協議をしながらと言われましたが、民家が張りついていますから、払い下げられるほうは、要りませんとしゃべれないのです。ですから、住民が全般に高齢化をしているという中において、冬期間の話だけではないのですが、現道の部分も、県がどこまで面倒を見られるのか、あるいは国にもお願ひをして格別の手当ができるものなのか、その辺もぜひ確認いただいて、情報は早く流していただきますようお願いをして終わります。

○**柳村岩見委員** かつて県土整備部にあった県営建設工事の入札業務を現在は総務部で行っております。平成31年度からは出納局で行うと聞いております。また、県土整備部の建設技術振興課は請負資格者を定める、県営建設工事の競争入札参加資格の審査制度を持っており、建設業界を見渡し、業界の健全な発展を所掌している。そして、業界の指導、健全な発展というのは入札が一丁目一番地で、経営事項審査の緩みが入札の緩みにもつながったり、また、入札が緩むと業界が潤ったり、厳しい状況になったりする。

岩手県で、日本で最後まで残った価格申告制度という入札制度がありました。この制度は、護送船団方式と言われる入札制度で、階級が一致すると、その中の誰もが札を入れるという制度でしたが、その結果のよかったこと、悪かったこと、両方あるのです。そのように建設技術振興課は入札をじっと見つめていなければならない。入札によって業界を見る目をいつも一定程度保っていなければならないという課であります。

ですから、今回の事務の移管というのはどのような考えのもとに議論されて、どのよう

なメリットを持って移管されるのですか。

○大久保建設技術振興課総括課長 まず、県が行う入札についてですけれども、これは財源が税金でありますことから、よりよいものをより安く調達することを基本としております。そして、建設工事の調達に当たりましては、県内経済に及ぼす影響にも配慮した上で、良質な社会資本を適正かつ低廉な価格で調達できる業者に、厳正な手続でタイムリーに工事を発注するよう努めております。

また、県営建設工事の入札業務につきましては、信頼性の向上と独立性の確保を図って、より透明性、中立公正性を確保できる体制にするために、業者選定から入札、契約までを総務部において執行してきたところです。ですが、次年度から、総務部から出納局に入札業務を移管することとしております。県営建設工事の入札業務を予算執行機関から会計機関に分離することで、独立性の確保の一層の強化が図られるほか、物品の入札と集約することにより事務執行の一層の適正確保につながるものと考えています。

また、出先機関の入札業務の執行体制、これについては従来どおり、変更ございません。建設企業等の入札手続等の変更も生じないことから、全体としては発注側の執行体制の強化が図られるものと考えています。

ですが、一方で災害の緊急対応など、総合的な防災業務を担ってきた総務部では建設業の重要な役割を十分承知しております。そういった部署から入札業務が移管されることについては、建設業振興の観点からフォローが必要と考えております。先ほど委員がおっしゃられた入札参加資格を審査する建設業法と、あと適正な入札を確保する入札契約適正化法、この二つの法律が両輪となって建設業振興が図られるものと考えます。ですので、今後はこれまで以上に会計機関である出納局と連携を強めまして、建設業の健全な発展に寄与していきたいと考えております。

○柳村岩見委員 質問は総務部にも、出納局にもします。ただ、議論する立場や出納局へ業務が移ることのメリット、デメリットについての理解の共有は、県土整備部はほかの部と一緒にはない。さっき言ったとおり、しょうがない。建設技術振興課は建設業界を見ているところであり、業界の健全な発展は入札が一丁目一番地で、入札が業界を発展させたり発展させなかったりするという議論は全国的に定着された議論だ。さらに、岩手県で行ってきたことの結果として、さっき申し上げたとおり、岩手の建設業が今こうなっているのですよ。

護送船団方式は、優秀な建設業者を出さなかったのです。新幹線工事が北進し、東北自動車道の工事が北進したときに、岩手県内の工区を、JVの頭として落札する業者がなかったと言われている。価格申告制度という入札制度は、そういう業者をつくり得なかったと言われている。そういう業者をつくらなかったのはいいのか悪いのかの論は別としても、入札はそういうふうに業界の発展に大いに影響するのです。ですので、実際に言うとか言わないは別としても、ほかの部とは違った、もっと奥深い目で見なければならぬのが県土整備部の建設技術振興課の役割です。そこは自覚してやってください。

○大久保建設技術振興課総括課長 私たちも社会資本整備を進める上ではいいものをつくっていききたいし、公共事業を国費等の補助をいただきながら進める上では、やはり岩手県の経済も発展させていきたいといったことで、県内の建設業者に優先的に発注を進めていきたいと考えているところです。

入札においてどのような入札にするかという、今は総合評価落札方式で、単に価格だけではなく、いい品質のものを提供していただけるかどうかとか、または、例えば休みをふやしたモデル工事とかがあります。モデル工事を県が率先して発注することにより、業界のそういった環境改善に向けた波もつくれるかと思えます。そのように入札業務が一目一番地で、そこから建設業振興がスタートすると考えております。ですので、今後も入札と建設業振興は一体であるという考えのもとに、建設技術振興課の業務を進めてまいりたいと思えます。

○工藤勝博委員 一般質問で通告しておりましたけれども、時間が足りなくて質問できなかった1件をお伺いしたいと思えます。

国道282号の一本木バイパスの未開通部分のことですけれども、今までも何回か聞いておりますけれども、その後の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

○田中道路建設課総括課長 国道282号の一本木バイパスは、交通混雑の緩和や交通事故の低減を目的とした延長3.9キロメートルの道路改良工事ではありますが、北側の2.8キロメートルについては平成29年度に供用したものでございます。残る1.1キロメートルの区間につきましては一部に未買収の区間がありまして、用地の取得に向け、これまで土地の関係者と連絡をとって事業への協力を要請してきたところでございます。引き続き、残る区間の工事再開に向けて粘り強く用地交渉を重ねていきたいと考えております。

○工藤勝博委員 一部開通してから9年の年月がたっていて、地元も含めて多くの皆さんから、どうするのですかとか、どうなっているのですかという声がたびたび聞かれます。皆さん、そういう思いでそこを通っているわけです。急カーブ、そしてまた丁字路もあるわけですけれども、冬期間、特に傾斜があつてカーブというので、かなり危険です。バイパスで危険な場所があること自体が本来の姿ではないと思うし、地権者との交渉もなかなか面倒なようですけれども、何とかあそこをクリアしないと前に進めないと思うので、交渉を強く当たるといふか、幾らかでも、1ミリメートルでも前に進むように検討していただきたいと思いますが、部長、その方法は何かないですか。

○八重樫県土整備部長 一本木バイパスは、確かに南側の部分で現道に急カーブで手をつけざるを得ない状況にあるもので、委員がおっしゃるとおりの状況かと思っておりますが、今年度になって、去年のことですが、連絡をとれる状況にはなったとのことですが、地権者の都合等いろいろまたありまして、ちょっとこれ個人情報でございますので、なかなか申し上げられないのですが、反対しているわけではなく、土地の取得に関しては、もう少しまたクリアすべきことが出てきております。そこは極力早急に事が進むように取り組んでまいりたいと考えております。

○**工藤勝博委員** かたくなな地権者だと思いますけれども、そういう地権者の土地は是が非でも必要なのかと。逆に若干でも別な形で路線を工夫できないのかとも思います。そしてまた、その土地にかかわらず、上を通ったらという話も聞こえるのですけれども、その辺の工夫はないのでしょうか。

○**田中道路建設課総括課長** 別なルート、あるいは上空を通ることは考えられないのかでございまして、先ほど御答弁させていただきましたとおり、残っている区間が1.1キロで、タッチするあるいはルートを振るにしても、すりつけるところとかいろいろ難しいところもありまして、今は基本的にはもとの計画線のとおり施工できるように、まず粘り強く用地交渉を重ねていきたいと考えております。

○**白澤勉委員** 私からも何点か御質問させていただきます。

最初に、今定例会でも東日本大震災津波からの復興事業の絡みで多くの変更請負契約が出てきております。一方で、今回の2月議会で新しい県民計画の議論がされております。復興計画も今年度で終わって、次の計画に移っていくということで、ある意味で総括が必要かと思っております。建設業は、いわて建設業振興中期プランの中でも総合産業だという言い回しがあったと思っております。裾野が広い、県内経済への影響が非常に大きい産業です。震災から8年近くたちますが、この復興計画期間で、またはこれからの復興期間終了するまでの間でもいいのですが、県の発注する工事あるいは国の工事も含めてなのですから、どのくらいの公共事業があり、雇用を生み出し、例えば県民所得の上昇にどの程度寄与したかなどの県内経済への影響があったのかということ。あるいはもっとわかりやすいのだと、先ほどの伊藤勢至委員の話のように、道路が開通したことによって、花巻空港から沿岸へ横軸や縦軸で行くためのさまざまな効果が大きくもたらされたことなど、どの課が所管するのかわかりませんが、県土整備部として、仕事が県内雇用あるいは県内経済に大きく寄与しているのだと、貢献しているのだというところを一度整理しておく必要があるのではないかと思っております。中期振興プランの改訂もありますし、そういった意味では、私はいま一度、このタイミングなのか、あるいは国の復興・創生期間が終わるタイミングなのかかわかりませんが、ぜひ検証というか、整理をしておく必要があるかと思っておりますが、御所見をお願いいたします。

○**八重樫県土整備部長** ただいま白澤委員から大変重要な御指摘をいただいたと思っております。例えばフェリーターミナルが開港したとか、ガントリークレーンが稼働を始めたとか、今度の3月9日には花巻―釜石間の高速道路が全部つながるだとか、確かにいろいろな場面、場面での部分的な成果を、対外的に御案内申し上げているところですが、そういうことを踏まえると、まだまだ残っている事業は当然でございますが、この東日本大震災津波以降の8年間、県内の社会資本の状況というのがドラスチックに変化しているというのは我々も承知しているところであります。

何を言いたいのかというと、おっしゃるとおりのことかと思っております。それはそのとおりでございます。そして、どれだけ岩手県の体力が変わったのか、前と全然違うのだということ

ところで、これから整理をして、残っている事業もありますので、そのタイミングはこれからいろいろ推しはかかってまいります、ぜひそういったことには取り組ませていただきたいと思っております。

○白澤勉委員 速報ベースでもいいかと思うのですが、いずれ何を言いたいかというと、今回の県民計画の議論においても、いきなり経済循環を回していくのだとか、人口減少への取り組みや、持続可能な社会をつくっていかよという大きな議論がある中で、我々は今回大きく傷ついた、被災した県ではありますけれども、ただ一方で環境が大きく変わってきました。もっと言えば、公共事業によって新たな雇用が生まれて、沿岸市町村の県民所得も上がっているという事実について、シンクタンクなのか、土木技術研究所なのかわからないですけれども、専門のところがあるはずなので、県土整備部としてこのくらい寄与したというのを、多分機械的で、ある程度乱暴な数字かわからないのですが、精緻は置いておいても、少し研究してみる必要があるかと思えます。国の直轄事業も含めるのかどうかはお任せしますが、国からも技監がいらしておりますし、国でもやっているはずなので、ぜひ国のお知恵なりを拝借して、ぜひその辺を研究してほしいと思えます。

次に、冒頭で胆沢川のソーラーパネルの話で部長から陳謝がありました。私は、これを見て非常に驚きました。正直驚きました。一言で言えば、あり得ない。今までも、河川の占用許可だとかさまざまな許可を県土整備部は非常にきっちりやってきました。特に河川の占用許可に関しては、例えば河川区域内に公園や野球場があったりした中でも、ベンチを設置するとか何か物を設置するにしても、非常に厳しく管理されてきております。それなのに、今回あの河川を中心ラインのすぐそばにソーラーパネルを設置する工事が進んでいったと。経緯や詳細はこれからで、現在、県土整備部として調査をしているので、答弁しにくい部分はあるかと思えますけれども、管理事務の占用許可の担当1人が、業者からこれは河川区域ですかと聞かれて、通常であれば多分図面を見て答えるのが普通だと思うのですが、いえ、これは河川区域ではありませんと言っただけで、それがどういうふうに行われたのか、その辺を後でゆっくり聞きたいと思えます。仮に口頭だけで、ここは河川区域ですか。いえ、河川区域ではありません。はい、わかりました。ありがとうございますと言って工事が進んでいったのが今回の事案だとしたら、非常にびっくりする話です。(小野共委員「その事実確認必要ですよ」と呼ぶ) その基本的なところを教えてください。

○柚技術参事兼河川課総括課長 胆沢川の件では大変申しわけございません。スタッフの誤認といいますか、平成28年4月の時点ではメガソーラー事業者とは全くわからない中で、事業者から、事業者といっても委託されております土地家屋調査士が、県南広域振興局土木部に来所されて、境界を含めて、この区域は民地かどうかという、照会というか確認があった。ここもまだ、詳細にこれまでの経緯とか整理している途中でございますが、その時点で、こここの部分は民地であると、河川区域ではないという誤った情報提供をしてしま

ったのが今回の発端だと承知しております。

○白澤勉委員 土地家屋調査士が事務所に来て確認をしたのに対して、これは私有地で、河川区域からは外れていると回答したものでございます。その事実はそれならそれでいいと思います。

ただ、私は本当に不思議に思うのです。県は、ここは河川区域ではないですよと回答したこと、いいですよ。私は、図面的に見れば入っているのではないかと思います、それはそれでいいです。もう一方で、私が不思議に思うのは、発注者の方、そしてその工事を請け負っている元請の業者、企業、また、土木工事を多分県内業者がやっているのだと思うのですけれども、その方たちは、あれっ、ここは県の人が河川区域でないと言うけれども、ええっ、どう見てもこれ河川区域でしょうと普通は思うと思うのです。メガソーラーの建設計画があって、工事は今着手されているのかもしれないですけれども、計画段階で、ええっ、うそでしょうと業者は思うのが普通ではないかと思うのです。そうすると、業者はどういう動きをするかという、やっぱり河川課に、河川区域でないと言うけれども、どうなのですか、本当ですかと聞くと思うのです。日ごろ仕事のパートナー、ビジネスパートナーですよ。建設業振興プランでもしっかりうたっていますよ、発注者と業者はパートナーですと。確かに公共事業ではないけれども、民間工事だけれども、いや、これ河川区域だよ、ちょっとやばいかもかもしれないと業者も思うと思うのです。その辺の問い合わせとかなかったのですか。

○杣技術参事兼河川課総括課長 河川課には業者からの問い合わせはございません。

○白澤勉委員 それがまた不思議な感じで、非常に気持ち悪い感じがするのです。

それで、もう一つ言うと、こういう事案、河川とかで現場で土をかきまぜたりするときには、さまざまな規制がかかっています。具体的に言うと、国土利用計画法に基づく届け出事項というのがあるのです。一定面積以上の土地取引とか利用権を設定しようというときには、環境生活部環境保全課が所管しているのですけれども、届け出が、県に市町村を通じて出てくるのです。おわかりだと思いますけれども。市街化区域であるとか一定面積以上であれば出てくるのです。今回、私は現場に行っていないけれども、ゴルフ場があるみたいで、その横には森林区域もあったりするので、山は山の担当に照会が行けば、森林の開発許可の関係とかで審査したりするのです。あるいは都市計画にも、ここはこういう開発の取引が出てきたけれども、どうなのでしょうかねとか問い合わせがあり、どうこうと条件をつけて回答すると思います。

つまり何を言いたいかといいますと、この土地に関する権利の取得者、届け出る方は、地上権か何かを設定してパネルを設定しようと、多分来ているのだと思うのですけれども、そのようなことがあって、図面を見たときに、ここは河川区域にもろに入っているのではないですかみたいな話をどうしてどこかが言わなかったのか、その辺の情報共有とかがないのが残念だだと思います。しかも、その届け出は平成30年3月前後、今から1年ぐらい前に出ているのです。昨日のテレビのニュースでは、すでに現場が動いている映像が流

れていましたが、多分去年の今ごろはまだ動いていないと思います。着手されていないと思うのです。届け出は着手の2週間前とか、たしかあるはずなので、そこで誰かが気づいて、あるいは市町村を經由して出てくるのであれば、市町村が何かおかしいのが出てきたなと思うのではないかと思います、何かコメントがありましたらお願いします。

○**杣技術参事兼河川課総括課長** 今臼澤委員から御指摘をいただきましたけれども、そのあたりも河川区域ではないという認識でもって、チェックが十分ではなかったというのが今回の要因であったと考えております。

○**臼澤勉委員** 県土整備部は、県土整備委員会、議会とあわせて、過去のいろんな案件に対処し、取り組んできました。過去には、その県土整備の仕事でもいろんなつまずきもありました。そのノウハウというか、そういうことを学習しながら取り組んできました。先輩たちも含め、多くの人の知恵と汗、涙も含めて、いろんなことをやってきたと私は認識しております。そして、先ほど言ったとおり、皆さんは、県内経済も含めて社会基盤をつくるシビルエンジニアとしての大きな誇りを持って仕事に取り組んでいる。そこに一つ、今回の考えられないことが起きた。ミスは、起きることは起きるのしょうけれども、起きたら起きた後の、エラーしたらエラーした後の、フォローとか、ラグビーでいうならば、ノックオンしたときに、そこのバックアップだとかサポートで入っていく、そのような目配りや気配り、心配りが働いていなかったかなと、そんな感じがいたします。今回のこれに関してはっきりと、なぜ起きたのか、どういう経緯で起きたのか、そういったところを検証しないと、また大きなミスが、エラーが発生しかねない、実は大きな事故だと私は思います。これを一つの機会に、さまざまなことを見直してください。チェックすることをぜひお願いしたいと思います。コメントがございましたらお願いします。

○**八重樫県土整備部長** この胆沢川沿いの河川区域の誤認については、今臼澤委員がおっしゃられたように、非常に遺憾な案件でございます。確かに県土整備部のいろいろな公共物の管理は、これまで適正に行われていると、我々もそういった認識でおった中で、誤認、逸脱という案件が出てまいりまして、これまでの取り組みにもいろいろな不備、不足があったからだと自戒しております。委員がおっしゃるとおり、こういったことが今後発生しないように、本当にこの要因、経緯等をしっかりと確認して、たがをはめ直して、公共物の管理にしっかりと当たっていくよう努めてまいりたいと思います。

○**小野共委員** 全く基本的なところをお伺いしたいのですが、どんな場合に工作物が河川法に基づいて許可されて、どんな場合に許可されないのかを具体的に教えていただきたいと思います。

○**杣技術参事兼河川課総括課長** 河川法の工作物の設置許可ですが、これは河川区域の指定がかかっている区域においては、洪水とか治水上の安全が確保されるかが審査の対象になります。一例ですと、橋を新しくかける場合、こういう橋脚がつかますとか、設置してはだめではなく、そういう基準を満たして、治水上影響はないかが審査の対象になります。

○**小野共委員** 例えば県が許可を出したとして、それが許可出したけれども、何かの災害

で川が増水して被害をこうむったといったときに、許可を出した県は何らかの責任が問われることはあるのですか。

○**八重樫県土整備部長** 洪水の考え方はいろいろあります。一つは、まず計画上、何年に1度クラスの洪水というのがあります。よく言われていますように10年に1度の洪水とか、それよりも50年に1度の洪水のほうが大きい洪水ですし、100年に1度、200年に1度というふうに、計算上では、洪水の規模は上がっていきます。10年に1度の洪水が50トンだと100年に1度の洪水が70トンとか、200年に1度は200トンとかというふうに上がっていきます。

実際は、どういう洪水が来るかというのはわからないので、計画ではここは50年に1度でつくりましょうと川の計画を決めます。それが例えば500トンだとすると、その川は500トンまでの水からは守れることにはなりますが、もっと大きな1,000年に1度の洪水があす来ないとも限らず、そういったときには超過洪水ということで、計画以上のものが来たときは施設では守れないので、やはり避難をしていただくということで、今は、ソフト対策として浸水想定区域を公表し、それに基づいた避難計画をつくっていただくといったことが全体的な治水対策です。水害裁判は全国で過去にもありまして、想定以外のもので堤防が壊れた場合はいろいろ判例がございます。河川管理上、瑕疵があったと認められるときは国家賠償法の損害賠償につながっていきますし、予見できなかった天然の事象だとの判例もありまして、そういう場合には河川管理上の瑕疵はないという判例もあります。

ですから、ケース・バイ・ケースになろうかと思いますが、仮に治水上影響がないと許可され、その影響があつて民地とかに被害を起こした場合で想定される水が流れてきたときに、従前あった自然の地形に何かつくつたので悪さをしたということがないように審査をするのでありまして、工作物がどんなものになるか、地形にもいろいろ微妙なところもありますし、そういったところも含めて、本当に洪水が起こるかどうかが、適正な検討をさせていただきたいと思っております。

○**小野共委員** 事実として、岩手県、東北6県も含めて、他の都道府県で、河川区域に太陽光パネルが設置されているところというものはあるのですか。

○**杣技術参事兼河川課総括課長** 他県の状況は承知しかねますけれども、少なくとも岩手県内ではそういう事例はございません。

○**伊藤勢至委員** そもそも、河川敷ではありませんということ自体が間違っていると思うのです。堤防と堤防に挟まれたところは全部河川敷だと思うのが第1番目だと思う。調べたならば民地をまだ買っていないところがありましたというのが順序であつて、全然調べていないことになる。つまり認識が不足していたと私は思います。堤防と堤防に囲まれたところは河川敷というのが基本だと思いますけれども。

アイオン台風等があつた場合には、底地を買わないまま堤防をつくつた例もあるとも聞いていますし、現実にも私もわかっておりますけれども、そういうことがないままに、緊急、応急の場合はあつたかもしれませんが、堤防と堤防で守られたところは河川敷というのが

一丁目一番地、イロハのイだと思うのです。以後、河川行政に携わる人は、堤防と堤防の間はまず自分たちの管理と思うことが一丁目一番地で、そこから民地を探すことが、まさに地球上のアリを1匹探すようなもので、そこからの認識が違っていたのではないのでしょうか。その間違っただけを責めるわけではありませんが、やはりそういう常識というの、一般論といたしますか、原則論というか、そこから入っていかないと、またあり得るかもしれません。いかがですか。

○**杣技術参事兼河川課総括課長** 伊藤委員からの御指摘、そのとおりでございます。今回の区間は、堤防と堤防に挟まれたところではないところも多くございまして、河岸段丘といたしますか、なだらかに傾斜したエリアになっていまして、そういうところに民地があったとのことで、その民地を誤って、河川区域ではないと判断したところが一つの要因であったなと考えております。

○**佐々木茂光委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** ほかになければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**佐々木茂光委員長** 休憩前に引き続き会議を行います。

これより企業局関係の議案の審査を行います。議案第93号平成30年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）及び議案第94号平成30年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第3号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**菊池次長兼経営総務室長** 企業局関係の議案について御説明申し上げます。

議案（その3）の72ページをお開き願います。議案第93号平成30年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）についてであります。主な事項について、金額の読み上げは省略し、御説明申し上げます。

第2条の72ページから73ページにかけての業務の予定量であります。これは年間販売目標電力量を出水率の増などに伴い補正するものであります。

73ページの第2項は、築川発電所建設事業に係る事業費を減額するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であり、収入の第1款電気事業収益の補正予定額の主な内訳であります。第1項営業収益は水力発電の売電単価の改定による増などにより電力料収入を増額し、第2項附帯事業収益は高森高原風力発電所と相去太陽光発電所の目標電力量の増などにより電力料収入を増額し、第3項財務収益は受取配当金の増などにより増額し、第4項事業外収益は、長期前受金戻入や一般会計負担金の減などにより減額するものであります。

次に、支出の第1款電気事業費用の補正予定額の主な内訳であります。第1項営業費用は人事異動による人員構成の変更などによる人件費の減や企画費等の契約額確定などにより減額し、第2項附帯事業費用は高森高原風力発電所に係る損害保険料の減などにより減額し、第3項財務費用は企業債支払い不足の確定に伴い減額し、第4項事業外費用は消費税納付額の増や固定資産売却損益の増などにより増額するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の額を変更するものであります。

74ページをお開き願います。収入の第1款資本的収入の補正予定額の主な内訳であります。第1項負担金は共用施設に係る控除負担金の確定等により減額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の主な内訳であります。第1項建設費は築川発電所の工事費の確定に伴い減額し、第2項改良費は各発電所設備に係る改良工事費の実績に応じて減額し、第3項電源開発費は電源接続案件募集プロセス負担金を減額し、第5項繰出金は一般会計への繰出金であり、対象事業費の確定に伴い減額するものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費など所要額の見直しにより減額するものであります。

以上で電気事業会計の補正予算の説明を終わります。

続きまして、75ページをお開き願います。議案第94号平成30年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量ですが、年間総給水量及び一日平均給水量を基本調定水量の減などに伴い補正するものです。第2項は、第一北上中部工業用水道建設事業に係る事業費を増額するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であり、収入の第1款工業用水道事業収益の補正予定額の主な内訳であります。第1項営業収益は、設備の改良工事等に伴う給水停止期間の増により給水収益などを減額するものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用の補正予定額の主な内訳であります。76ページに進みます。第1項営業費用は、人事異動による人員構成の変更などによる人件費の減などにより減額し、第2項財務費用は企業債の借入利率の確定に伴い企業債支払い不足を減額し、第3項事業外費用は消費税納付額などの増により増額するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源並びに補填額を変更するものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の主な内訳であります。第1項企業債は工事費の実績に応じ発行額を減額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の主な内訳であります。第1項建設費は工業用水道建設事業費の実績に伴い減額し、第2項改良費は工業用水道設備の改良工事費の実績に伴い減額するものであります。

第5条は、債務負担行為の追加及び変更であり、追加は第一北上中部工業用水道沈殿池等改良工事の債務負担行為を設定し、変更は第一北上中部工業用水道配水管布設工事の限度額を増額しようとするものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費について、所要額の見直しにより減額するものであります。

以上で工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

なお、これらの補正予算に係る実施計画、変更予定キャッシュ・フロー計算書などにつきましては、予算に関する説明書の357ページから390ページに記載しておりますが、これまで御説明申し上げました予算の明細等でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で企業局関係の議案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって企業局関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から、第一北上中部工業用水道浄水場建設事業設計・施工者選定プロポーザルにおける受注候補者の選定について発言を求められておりますので、これを許します。

○野崎業務課総括課長 それでは、北上市の北上工業団地における工業用水需要のさらなる増加に対応するため、現在企業局が進めております新たな浄水場の建設事業につきまして、昨年12月の当委員会におきまして御説明したとおり、設計・施工者選定プロポーザルを実施し、受注候補者を選定いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

お手元にお配りしております資料、第一北上中部工業用水道浄水場建設事業設計・施工者選定プロポーザルにおける受注候補者の選定についてをごらん願います。

まず、1の選定経緯であります。本プロポーザルについては昨年12月7日に公告し、1グループから参加表明書及び技術提案書の提出がございました。これを受け、2月22日、資料の名簿に記載している学識経験者も構成員とした選定委員会を開催し、業務実績や技術者の資格保有状況などの要件審査や、整備する浄水場に必要な仕様を充足していること

などの基本的事項の審査において適格と判断され、その上で、技術的提案等について総合的に評価を行い、委員会において適していると判断されたことから、この技術提案書の提出があったグループを受注候補者として選定したものでございます。

続いて、2の受注候補であります。グループは資料に記載のとおり6者で構成されており、電気設備工事を担当する東芝インフラシステムズ株式会社が代表者となっております。なお、プロポーザルにおいて、当該グループから提案がなされた詳細設計及び第1期建設工事に係る見積価格は82億5,900万円余となっております。今後この価格の範囲内で工種毎に順次契約を締結する予定でございます。

最後に、3の今後の予定であります。この後来月中旬にこの受注候補者と基本協定の締結を予定しております。その後、詳細設計を担当する業者と業務委託契約を締結の上、業務を開始し、詳細設計が終了した工種から順次担当する業者と建設工事請負契約を締結の上、建設工事を進め、まずは2022年4月から日量2万立方メートルの給水を開始する予定としております。その後も工業用水事業の増加に応じて、段階的に浄水場を整備していく予定としておりますが、この第2期及び第3期建設工事につきましては、別途施工者を選定の上、進める予定としております。

以上で浄水場建設事業に係る受注候補者の選定について報告を終わらせていただきます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○阿部盛重委員 北上中部工業用水道浄水場建設事業の件ですが、選定理由として業務実績及び技術者の資格保有状況などの要件審査となっているのですが、受注候補者の過去の実績と技術者の資格保有状況はどのようになっていますか。

○野崎業務課総括課長 審査におきましては、具体的にお話をさせていただきますと、まず資格要件の中におきましては、構成員が地方自治法施行令に基づく規定、167条の4第1項及び第2項のいずれの規定にも該当しないことを要件といたしまして、そのほか設計者の資格要件は、まず詳細設計に当たりましては、技術士あるいはそれにかかわる管理者が3名以上在籍するという人数の適合、こういったものを詳細に調べまして、資格要件として適合であると判断したものでございます。

それから、施工者についてでございますけれども、これにつきましてはまず平成29年度、平成30年度県営建設工事競争入札参加者名簿の登載者であること、それから当該工事につきまして実績があることを調査いたしまして、適合であると判断したものでございます。

○阿部盛重委員 わかりました。もちろんあり得ないことと思いますが、過去も絶対あり得ないと思ったことが起きていて、企業倒産という状況もあり得ることなのですが、そのあたりの契約状況といいますか、具体的にその点も含めて契約されているのでしょうか。

○野崎業務課総括課長 過去の実績で留意した点でございますが、入札をするに当たりまして、基本的には県の登録者であることをまず第一に確認をしております。全構成員が県の入札参加資格者名簿に登録されていることを確認しております。かつ指名停止や経営状況、不健全情報に記載がないことを確認して、適合と判断したものでございます。

○阿部盛重委員 給水開始時期も決まっているようですから、これからそこに向けての対応をするかと思っておりますけれども、それは企業が求めることかと思っておりますけれども、人員体制、あとは協力体制、それから孫請、下請関係のそういう配慮だとか、そのあたりは十分になされていくものかと思っておりますが、地元も含めてその点はどうでしょうか。

○野崎業務課総括課長 今回の選定の結果、地元企業は1社参加しております。今回は建築に係るJVとして1社参加しておりますけれども、そのほか実際道路工事につきましては、県内の業者が下請として参加しなければ工事としてはなかなか進まないと考えております。そういった形で地元の業者の協力もいただきながら建設工事を進めていくように努めてまいりたいと思っております。

○佐々木茂光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。企業局の皆様、御苦労さまでした。

○柳村岩見委員 議事進行。常任委員会の委員が午後から欠席する場合については、併任書記、委員長が把握をして、午後の冒頭で報告するのが通例。今の状態だと把握がないということだ。

○柳原担当書記 済みません。把握しております。

○柳村岩見委員 把握しているなら発表して。私どもは、発表がなければ把握していないと、こう解釈する。もういい。わかった。今後。

○柳原担当書記 はい、わかりました。

○佐々木茂光委員長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。